

株 主 各 位

神戸市中央区海岸通8番地
阪神内燃機工業株式会社
代表取締役社長 木下和彦

第157期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第157期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合には、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討くださいますようお願い申し上げます。同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月28日(火曜日)午後5時30分までに到着するようご返送いただきたく、お願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月29日(水曜日) 午前10時
2. 場 所 神戸市中央区海岸通1番地 兵庫県農業会館10階101号室
(末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください)
3. 目 的 事 項
 - 報 告 事 項 第157期 (2021年4月1日から2022年3月31日まで) 事業報告および計算書類報告の件
 - 決 議 事 項
 - 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名選任の件
 - 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

代理人がご出席の際は、議決権行使書用紙に加えて委任状が必要となります。なお、代理人は、当社の議決権を有する株主様1名様に限らせていただきます。

事業報告、計算書類および株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.hanshin-dw.co.jp/>)に修正後の事項を掲載させていただきます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止にご配慮いただきまして、株主総会当日のご来場はできるだけお控えいただき、議決権は事前に郵送によりご行使くださいますようお願い申し上げます。

なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

1. 企業の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当期におけるわが国経済は、昨秋から年末にかけてコロナ禍が小康状態となり個人消費と輸出が伸びましたが、年明けからのオミクロン株のまん延により個人消費や生産が下押しされました。

世界経済については、オミクロン株の収束が見込まれインフレ懸念を抱えながらも回復基調でありましたが、突発的なウクライナ危機に伴う資源高によるインフレの加速が個人消費を減退させ、コロナ禍後の経済回復シナリオに影を落としております。

外航海運業界は、コンテナ船社を中心に多くの会社が過去最高の業績を上げるなど活況を極めている状態ですが、新造船建造に関しては、環境規制を考慮した新燃料船の開発・発注は進められているものの、鋼材価格の急騰やマーケット先行きの不透明さから、大量発注という動きには繋がっておりません。明るい兆しとしましては、当社2サイクルエンジンの対象である近海船市場の市況が大きく回復しており、久々に新造船建造の機運が高まってきていることがあげられます。一方、当社の主要マーケットである内航海運業界におきましては、「内航海運暫定措置事業」の終結により建造納付金が不要になったことから新造船建造の伸びが期待されましたが、鋼材価格急騰による船価上昇や製鉄所の集約、タンカーにおいてはエネルギー転換の見極め等の要因により建造隻数は伸び悩んでいる状態であります。そのような中でも、一部、貨物船を中心に代替建造の計画が散見されるようになってきており、今後の商談進展に期待したいところであります。海外案件につきましては、コロナ禍により東南アジア地区でのほとんどの案件が停滞しております。東アジア地区ではタンカーや漁船などの代替建造計画が浮上しつつありますが、多くの船主様が鋼材価格の推移を見極めるべく様子見されており、しばらくは大きな伸びは期待できない状況であります。

このような企業環境のもと、当期の業績につきましては、受注高はコロナ禍の影響で主機関・部分品とも減少し、前期比9.3%減の9,422百万円となりました。売上高は部分品については海外市場でのコロナ禍の影響が引き続きあったものの主機関の売上がカバーし、前期比7.5%増の10,142百万円となりました。受注残高は主機関の受注高が減少したため前期比18.9%減の3,084百万円となりました。

損益面につきましては、部分品の売上減少の影響を受けましたが、主機関の生産高増加、コロナ禍の影響による販売関連費用の減少等により、営業利益は549百万円（前期比16.2%増）、経常利益は594百万円（前期比16.7%増）となり、当期純利益は394百万円（前期比9.9%増）となりました。

事業区分別では、主機関の売上高は、国内・輸出とも増加し、6,210百万円（前期比27.4%増）となりました。部分品・修理工事は国内販売の微増に対し輸出が減少し3,931百万円（前期

比13.9%減)となりました。主機関の先物受注の減少傾向と価格改善の停滞の状況は依然として好転せず、海外市場の停滞と原材料の高騰もあり、今後はさらに厳しい状況に向かうと見ております。

(2) 対処すべき課題

① 営業活動

国内、海外ともに鋼材価格上昇による船価高により建造隻数の大幅な伸びは期待できない状況ではありますが、引合案件をひとつひとつ確実に受注に結び付けていく丁寧な営業活動を展開してまいります。国内においては、主機関のさらなる低燃費化や機関監視システムのブラッシュアップなどで付加価値を高めながら、老齢化が進んでいる内航船の代替建造案件に加えて新規引合案件を受注に結び付けることにより、内航船における主機関のトップシェアを堅持し、部分品販売についても全ての顧客と全ての船を網羅した、アクティブな部分品営業を充実いたします。

海外においては、コロナ禍による各国の入国規制が徐々に緩和されつつありますので、これらの状況を見極めながら、現地での活動を再開し、人と人との繋がりを深める対面での営業やPR活動に努めてまいります。

② 生産活動

生産面におきましては、主機関生産量の減少と短納期化に対応すべく、生産効率の向上とリードタイムの短縮、内製化の推進を図ってまいります。特にコロナ禍で発生した海外調達品の遅延等を鑑み、サプライチェーンの機能不全にも対応が可能なように購入部材の内製化への注力を強めております。加えて昨年7月より生産統括本部にCMR (Casting-Machinery-Repair) 推進室を設け、大物部品加工技術を活用した加工サービス(特販)展開や鋳物部品の外販、機械修理等をひとつの事業の柱として育てていくための活動を行っております。また、資材価格の上昇に対応するため、内製化が困難な部材につきましてはこれまでも進めてきました海外調達を含めた購買努力やVA、VEによる原価低減を徹底し、加えて、聖域のない経費節減や作業の標準化によるムダの排除と品質の向上に引き続き鋭意努めてまいります。

③ 新製品の開発・販売

商品開発面では、信頼性の高い低速4サイクルのLAシリーズエンジンの販売拡大や省燃費を追求した4サイクルおよび2サイクルの電子制御機関の販売を充実するとともに、世界初となる低速4サイクルガスエンジンの開発・市場投入に注力し、エンジンの高機能化による高付加価値化を進めてまいります。加えて、お客様に安全・安心を提供する高度船舶安全管理システムの採用拡大、機関モニタリングシステム「HANASYS 5」の市場投入を拡大し、ハードとソフトの両面から最高の顧客満足を獲得するよう努力してまいります。さらに、GHG排出削減対応として、重油以外の各種燃料の活用技術の開発も鋭意進めてまいります。

昨年4月より2ヵ年の新中期経営計画「G-3～2022～（ジースリー2022）」をスタートしております。コロナ禍後のニューノーマルな世界を見極めて着実に準備を行い、速やかに離陸ができるように短期集中型の計画としております。今回より、特に、SDGsへの貢献を重視し、長期経営ビジョンも刷新いたしました。中期目標は「ピンチをチャンスに変えるための手を打つ」をスローガンに、「指名買いされる<ORIGINAL HANSHIN>ブランドのブラッシュアップと定着」「高い生産技術力による<NEW HANSHIN>ブランドの開拓」「カーボンフリー技術等への取組を目指した<FUTURE HANSHIN>ブランドへの布石」を3本の柱として設定しております。外的環境はますます厳しくなると予想されますが全社員がベクトルを合わせて新中期経営計画の達成に尽力してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご指導とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 設備投資の状況

当期の設備投資の状況につきましては、長尺NC旋盤ならびに複合加工機等に全体で357百万円実施しました。これらの所要資金は自己資金でまかないました。

(4) 資金調達の状況

増資または社債発行による資金調達は行っておりません。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第154期 (2019年3月期)	第155期 (2020年3月期)	第156期 (2021年3月期)	第157期 (2022年3月期)
受 注 高 (百万円)	12,357	9,545	10,387	9,422
売 上 高 (百万円)	12,036	11,517	9,438	10,142
経 常 利 益 (百万円)	819	975	509	594
当期純利益 (百万円)	560	675	358	394
1株当たり当期純利益	174円64銭	209円87銭	111円37銭	122円28銭
総 資 産 (百万円)	20,437	19,620	19,197	19,786
純 資 産 (百万円)	12,463	12,862	13,139	13,465
1株当たり純資産額	3,874円09銭	3,989円34銭	4,073円75銭	4,169円74銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式の総数により、また、1株当たり純資産額は期末発行済株式の総数により算定しております。なお、発行済株式の総数については自己株式を除いております。
2. 第157期の期首から「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しております。

(6) **主要な事業内容** (2022年3月31日現在)

船舶用ディーゼル機関、可変ピッチプロペラ、サイドスラスタおよび油圧装置等の周辺機器の製造・販売・修理・保守サービス
各種遠隔機関監視システムの製造・販売
鋳造部品の製造・販売ならびに金属機械加工および機械修理サービス

(7) **主要な営業所および工場** (2022年3月31日現在)

本社 : 神戸市中央区海岸通8番地 (神港ビル)
支店 : 東京 (東京都中央区)
営業所: 福岡 (福岡市)
工場 : 明石 (明石市)、玉津 (神戸市)、播磨 (兵庫県加古郡播磨町)

(8) **従業員の状況** (2022年3月31日現在)

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
277名	+3名	41歳9カ月	19年10カ月

(9) **主要な借入先** (2022年3月31日現在)

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

- | | |
|--------------|------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 8,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 3,233,478株 |
| (3) 株主数 | 906名 |
| (4) 大株主 | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	株	%
光 通 信 株 式 会 社	240,500	7.46
株 式 会 社 オ ソ ネ	202,365	6.27
阪 神 デ ィ ー ゼ ル 取 引 先 持 株 会	186,400	5.78
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	158,000	4.90
株 式 会 社 ア ン ダ ー ウ ッ ド	147,400	4.57
株 式 会 社 U H P a r t n e r s 2	136,300	4.22
木 下 和 彦	94,268	2.92
玉 越 裕 美 子	92,440	2.86
京 阪 神 興 業 株 式 会 社	90,000	2.79
株 式 会 社 ノ ザ ワ	70,000	2.17

(注) 持株比率は自己株式数 (9,872株) を控除して算出しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

当社は、2021年6月29日開催の第156期定時株主総会において、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、ストックオプションとして割り当てる新株予約権に代えて、譲渡制限付株式報酬制度を導入することを決議しております。これを受け、同日開催の取締役会において譲渡制限付株式報酬として新株式の発行を行うことを決議し、同年7月27日に普通株式4,078株を発行しております。なお、当事業年度において取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）に割り当てた譲渡制限付株式の数は以下のとおりです。

区 分	株 式 数	交 付 対 象 者 数
取締役 (社外取締役および監査等委員である取締役を除く。)	2,920株	4名
社外取締役 (監査等委員である取締役を除く。)	—	—
監査等委員である取締役	—	—

※上記のほか、取締役を兼務しない執行役員3名へ1,158株を割当てております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

(2022年3月31日現在)

区分	取締役 (監査等委員 を除く)の 保有状況 (保有者数)	新株予約権の 目的となる 株式の種類と数	新株予約権 1個当たりの払込金額	新株予約権1個 当たりの行使に 際して出資される 財産の価額	権利行使期間
第1回 新株予約権	7個 (1名)	当社普通株式 1,400株	132,000円 (1株当たり660円)	200円 (1株当たり1円)	2011年9月16日から 2041年9月15日まで
第2回 新株予約権	9個 (1名)	当社普通株式 1,800株	102,000円 (1株当たり510円)	200円 (1株当たり1円)	2012年9月21日から 2042年9月20日まで
第3回 新株予約権	8個 (1名)	当社普通株式 1,600株	158,000円 (1株当たり790円)	200円 (1株当たり1円)	2013年9月21日から 2043年9月20日まで
第4回 新株予約権	5個 (1名)	当社普通株式 1,000株	222,000円 (1株当たり1,110円)	200円 (1株当たり1円)	2014年9月20日から 2044年9月19日まで
第5回 新株予約権	7個 (2名)	当社普通株式 1,400株	265,000円 (1株当たり1,325円)	200円 (1株当たり1円)	2015年9月19日から 2045年9月18日まで
第6回 新株予約権	9個 (2名)	当社普通株式 1,800株	174,000円 (1株当たり870円)	200円 (1株当たり1円)	2016年9月21日から 2046年9月20日まで
第7回 新株予約権	7個 (2名)	当社普通株式 1,400株	298,000円 (1株当たり1,490円)	200円 (1株当たり1円)	2017年9月21日から 2047年9月20日まで
第8回 新株予約権	7個 (4名)	当社普通株式 1,400株	381,400円 (1株当たり1,907円)	200円 (1株当たり1円)	2018年9月21日から 2048年9月20日まで
第9回 新株予約権	10個 (4名)	当社普通株式 2,000株	344,400円 (1株当たり1,722円)	200円 (1株当たり1円)	2019年9月21日から 2049年9月20日まで
第10回 新株予約権	11個 (4名)	当社普通株式 2,200株	322,600円 (1株当たり1,613円)	200円 (1株当たり1円)	2020年9月19日から 2050年9月18日まで

(注) 1. 新株予約権の主な行使の条件

- (1) 新株予約権者は、当社の取締役および執行役員の地位を喪失した日の翌日から10日間以内に限り新株予約権を行使することができません。
 - (2) 上記(1)にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合、当該承認日の翌日から30日間に限り新株予約権を行使することができません。
 - (3) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。
2. 当社は新株予約権を社外取締役および取締役(監査等委員)には割当てておりません。

- (2) **当事業年度中に職務執行の対価として執行役員に対し交付した新株予約権の状況**
該当事項はありません。

- (3) **その他の新株予約権等に関する重要な事項**
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2022年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長 社長執行役員	木 下 和 彦	
代表取締役 専務執行役員	川 元 克 幸	技術・生産統括
取 締 役 常務執行役員	藤 村 欣 則	営業統括本部長、東京支店長
取 締 役 常務執行役員	中 川 智	管理統括本部長、企画部長
取 締 役	小曾根 佳 生	株式会社オゾネ 代表取締役社長 株式会社小川商会 代表取締役 社会福祉法人神戸光有会 理事長
取 締 役 (監査等委員・常勤)	山 本 幸 二	
取 締 役 (監査等委員)	小 越 芳 保	弁護士
取 締 役 (監査等委員)	羽 田 由 可	弁護士 株式会社ライフドリンクカンパニー 社外取締役（監査等委員）
取 締 役 (監査等委員)	前 田 晴 秀	

- (注) 1. 取締役 小曾根佳生氏、取締役（監査等委員）小越芳保、羽田由可、前田晴秀の3氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
2. 取締役（監査等委員・常勤） 山本幸二氏は、当社の管理部門担当役員の長年にわたる経験から、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
取締役（監査等委員） 前田晴秀氏は、金融機関における長年の経験および経営者としての豊富な経験と実績から、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 情報収集の充実を図り、内部監査室との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために山本幸二氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 当事業年度中の取締役の担当等の異動
①2021年6月29日付で、中川智氏は取締役上席執行役員から取締役常務執行役員に就任いたしました。
②2021年6月29日付で、代表取締役専務執行役員 川元克幸氏の担当が技術統括本部長から技術・生産統括に変更となりました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役小曾根佳生氏および各監査等委員である取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任につき、法令に定める額を限度として責任を負担する契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役（初年度契約の保険期間の初日以降に退任したものも含む）および執行役員、管理職従業員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者が負担することになるその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。

(4) 取締役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる 役員の員数 (名)
		基 準 報 酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員である取締役を除く。） (うち社外取締役)	70,999 (4,800)	69,231 (4,800)	1,636 (-)	132 (-)	5 (1)
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	25,620 (14,580)	25,620 (14,580)	- (-)	- (-)	4 (3)
合 計 (うち社外役員)	96,619 (19,380)	94,851 (19,380)	1,636 (-)	132 (-)	9 (4)

- (注) 1. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 業績連動報酬等は、当事業年度に係る業績連動報酬としての支給予定額を記載しております。
3. 非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬制度に基づく当事業年度における費用計上額を記載しております。

② 業績連動報酬等に関する事項

短期インセンティブを目的とした業績連動報酬については、年度業績連動報酬と半期業績連動報酬を設定しております。事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、基準報酬のうちの基礎部分に業績実績と担当部門評価実績に比例した評価係数を乗じた報酬額を最終の年度業績連動報酬として計算し、最終の年度業績連動報酬が基準報酬のうちの業績考慮部分を上回った差分が実績年度業績連動報酬として支給されることとしております。評価係数は、株主に対する透明性の確保および利害関係の共有化のため、業績実績として経常利益、担当部門評価実績として半期毎の部門業績評価を年間平均した評価を反映して算定されるものとしており、それらの指標に基準値を設定し、基準値と予想値または実績値の差分に基づき、業績考慮部分と最終の年度業績連動報酬の評価係数がそれぞれ計算されております。また、役員別にそれらの指標の反映割合を設定することとしております。加えて、半期毎の季節変動の影響の大きい当社の実態に即しての業績向上に対する意識向上も図るため、半期毎の売上高経常利益率が設定の基準値を上回ったときは、その差分に比例した半期業績連動報酬が決定されることとしております。なお、当事業年度における業績連動報酬に係る指標の経常利益の実績は594百万円です。

③ 非金銭報酬等の内容

非金銭報酬の内容は当社普通株式（譲渡制限付株式）であり、割当ての際の条件等は「⑤役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2. 会社の株式に関する事項 (5)当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。

④ 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬の額は、2020年6月26日開催の第155期定時株主総会において、年額180百万円以内（うち、社外取締役年額32百万円以内。使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は5名（うち、社外取締役は1名）です。また、当該金銭報酬とは別枠で、2021年6月29日開催の第156期定時株主総会において、株式報酬の額を年額12百万円以内、株式数の上限を年14千株以内（社外取締役および監査等委員である取締役は付与対象外）と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）の員数は4名です。

監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2020年6月26日開催の第155期定時株主総会において、年額42百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は4名です。

⑤ 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年6月29日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決定された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は下記のとおりとなります。

基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には基準報酬（固定部分）に業績を反映した業績連動報酬を加えた金銭報酬および非金銭報酬としての譲渡制限付株式の付与とし、非業務執行取締役については、基準報酬のうちの基礎部分のみを支払うこととする。

基準報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基準報酬は、役位、職責に応じて、他社水準や従業員給与の水準を考慮し決定される基礎部分に当社の業績予想と担当部門評価予想を加味した業績考慮部分を加味して、総合的に勘案して決定するものとする。

業績連動報酬ならびに非金銭報酬の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針

短期インセンティブを目的とした業績連動報酬については、年度業績連動報酬と半期業績連動報酬を設定する。事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、基準報酬のうちの基礎部分に業績実績と担当部門評価実績に比例した評価係数を乗じた報酬額を最終の年度業績連動報酬として計算し、最終の年度業績連動報酬が基準報酬のうちの業績考慮部分を上回った差分が実績年度業績連動報酬として支給されることとしている。評価係数は、株主に対する透明性の確保および利害関係の共有化のため、業績実績として経常利益、担当部門評価実績として半期毎の部門業績評価を年間平均した評価を反映して算定されるものとしており、それらの指標に基準値を設定し、基準値と予想値または実績値の差分に基づき、業績考慮部分と最終の年度業績連動報酬の評価係数がそれぞれ計算される。また、役位別にそれらの指標の反映割合を設定することとしている。加えて、半期毎の季節変動の影響の大きい当社の実態に即しての業績向上に対する意識向上も図るため、半期毎の売上高経常利益率が設定の基準値を上回ったときは、その差分に比例した半期業績連動報酬が決定される。

非金銭報酬は、中長期的インセンティブを目的とした譲渡制限付株式の付与とし、譲渡制限付株式報酬規則において役員別に報酬基準額を定めるものとする。

報酬等を与える時期・条件の決定に関する方針

金銭報酬の支給については、基準報酬は月例の固定報酬とするが、実績年度業績連動報酬は下期の部門業績評価が決定されたのち次期の第1四半期末に支給される。半期業績連動報酬は当期上期分については上期の実績が確定次第、当期下期分については下期の実績が確定次第支給される。譲渡制限付株式の付与の時期、条件は、支給の決定に関する取締役会決議に基づき支給されるものとする。

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方法に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基準報酬の額および業績連動報酬の額とし、社外取締役が参加している取締役会の決議に従って決定しなければならない。

⑥ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長木下和彦に対し株主総会で決議した報酬等の限度額の範囲内において、各取締役の業績貢献評価を反映し、報酬額を決定することを委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためです。なお、委任された内容の決定にあたっては、社外取締役が参加している取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

取締役小曾根佳生氏は、株式会社オゾネの代表取締役社長、株式会社小川商会の代表取締役および社会福祉法人神戸光有会の理事長であります。株式会社オゾネは当社の株主であり、同社との間には損害保険の取引関係があります。株式会社小川商会および社会福祉法人神戸光有会と当社との間には特別の関係はありません。

取締役(監査等委員)羽田由可氏は、株式会社ライフドリンクカンパニーの社外取締役(監査等委員)であります。当社との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況、発言状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	小曾根 佳生	当事業年度に開催された取締役会10回全てに出席し、企業経営者としての豊富な経験と高い見識に基づき、独立した立場から取締役の職務執行に対する監督、助言等を行うなど社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。
取締役 (監査等委員)	小越 芳保	当事業年度に開催された取締役会10回全てに出席、また、監査等委員会14回全てに出席し、弁護士としての専門知識と幅広い見識に基づき、独立した立場から取締役の職務執行に対する監督、助言等を行うなど監査等委員である社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。
取締役 (監査等委員)	羽田 由可	当事業年度に開催された取締役会10回全てに出席、また、監査等委員会14回全てに出席し、弁護士としての専門知識と幅広い見識に基づき、独立した立場から取締役の職務執行に対する監督、助言等を行うなど監査等委員である社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。
取締役 (監査等委員)	前田 晴秀	当事業年度に開催された取締役会10回全てに出席、また、監査等委員会14回全てに出席し、金融機関における長年の経験および経営者としての豊富な経験と実績に基づき、財務、会計および会社経営等に関する幅広い知識と見識を有し、独立した立場から取締役の職務執行に対する監督、助言等を行うなど監査等委員である社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第23条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

ひびぎ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額 20百万円

会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 20百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないことから、上記の金額は、これらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠の相当性について必要な検証を行ったうえ、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務は委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は次のとおりであります。

(1) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 「良品主義」「親切第一」「人格の修養と技術の練磨」をモットーに企業価値を高めていくことを経営目標として事業活動を行うため、取締役及び使用人が業務遂行にあたり守るべき阪神内燃機工業行動規範により、法令順守をはじめとする企業倫理の徹底に取り組む。
- ② 役員、使用人による阪神内燃機工業行動規範の徹底と実践的運用を行うため、法令等に対する違反となる事例集等により周知徹底を図る。
- ③ コンプライアンスに係るリスクについては、コンプライアンス部会の活動を通じて、コンプライアンスに係るリスク管理の実施状況を定期的に確認し、リスク管理委員会への報告を行う。

(2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理規程に基づき、企業の目的、目標の達成に関連して発生する可能性のあるリスクを特定し、その影響度を評価し対応策をとることでリスクを回避、低減させるリスク管理を行う。
- ② リスク管理委員会により、事業機会、事業環境等に係る全般的なリスクの認識と事業活動の遂行における統制活動の実施状況を定期的に確認することにより、実効性のあるリスク管理を行う。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 経営に係わる重要事項の意思決定と業務全般の業況報告により経営の方向性確認を取締役会が行う。
- ② 経営の執行に関しては社内決裁規程により職階間の責任、権限を明確にするとともに、主要事項は業務執行取締役及び上席執行役員による経営会議で審議し、社長が決定を行う。

- ③ 業務運営については全社的な各年度予算及び目標を社長が決定し、職務を分担する取締役の指揮・命令下において、各部門長が目標に向けた具体策を立案し、実行するとともに定期的に開催する全体会議においてその進捗状況及び施策の実施状況をレビューする。
- (4) **取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制**
- ① 文書保存管理規程に基づき管理担当部門が取締役の職務執行に係る情報の保存、管理を行う。
- (5) **監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**
- ① 内部監査室に監査等委員会の職務を補助する監査等委員担当者を置き、必要な人員を配置する。
- ② 当該使用人の人事等については監査等委員会と事前協議のうえ実施する。
- ③ 当該使用人がその業務に関して監査等委員会から指示を受けたときは、監査等委員会に係る業務を優先して従事することができる体制を整備する。
- (6) **取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制**
- ① 取締役及び従業員は監査等委員会に対して、法定の事項に加え、著しい信用失墜や損害を及ぼす恐れのある事象、社内不祥事や法令違反等の重大な不正行為が発生した場合は遅滞なく報告を行う。
- ② 前項に係る報告を監査等委員会に行った取締役及び従業員に対して、内部通報者保護規程を準用し、報告を行ったことを理由として、不利益な取り扱いを行わない体制とする。
- (7) **監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**
- ① 監査等委員の職務執行上必要な費用を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。
- ② 監査等委員が、その職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(8) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査等委員会による業務執行の監査が実効的に行われることを確保するため、代表取締役と監査等委員は定期的に経営情報を共有する機会を持つとともに取締役会、経営会議、全体会議など重要会議に、監査等委員全員又は監査等委員会の指名した監査等委員が出席する。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行につきましては、取締役会を10回開催し、法令に定められた事項や経営に関する重要事項の決定、業務執行状況の報告及び監督を行いました。

また経営会議を毎月1回以上開催し、中期経営計画に沿った経営合理化目標の進捗状況を会社全体で共有しております。

損失の危険の管理につきましては、「リスク管理規程」に則り、「リスク管理委員会」を原則半期に1回開催し、経営リスクの洗い出しとその影響度の評価を行い、リスクを回避・低減させる対応策をとることでリスク管理を行っております。

コンプライアンスにつきましては、「リスク管理規程」に則り、「コンプライアンス部会」を原則四半期毎に1回開催し、コンプライアンスに係るリスク管理、各部に対する周知徹底とモニタリング状況、内部通報制度の運用状況などについて調査・監督し、必要に応じ迅速な対応処置を執っております。

内部監査につきましては、内部監査計画に基づき、執行部門から独立した内部監査室が業務遂行状況、コンプライアンスの状況などについて内部監査を実施しております。

監査等委員の監査体制につきましては、監査等委員会を14回開催し、監査方針及び監査計画の決定、職務の執行状況の報告を行うとともに、常勤監査等委員が経営会議などの重要会議に出席、決裁書等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、監査等委員会などを通じて社外取締役との情報共有を行っております。また会計監査人、内部監査室と定期的に連携を図り監査の実効性を高めております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、利益配分につきましては、経営の重要課題として位置付け、企業体質強化並びに新規事業活動のための内部留保とのバランスを保ちながら、株主の皆様への適正な利益還元を行うことを基本方針としております。また当社は定款に取締役会決議による剰余金の配当等を可能とする規定を設けております。

当期の期末配当金につきましては、上記の方針並びに当期の業績結果を総合的に勘案し、2022年5月13日開催の取締役会の決議により、1株につき40円（前期比5円増配）とさせていただきます。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

単位：千円（未満切捨）

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	10,699,649	流 動 負 債	3,258,019
現金及び預金	5,352,486	支払手形	71,208
受取手形	467,154	電子記録債権	920,578
電子記録債権	579,120	買掛金	671,380
売掛金	2,346,070	未払金	302,628
製品	190,457	未払費用	113,211
原材料	831,574	未払法人税等	137,635
仕掛品	840,727	契約負債	614,868
貯蔵品	13,262	返金負債	94,280
前払費用	43,090	預り金	13,134
その他の流動資産	40,604	賞与引当金	194,000
貸倒引当金	△4,900	製品保証引当金	48,200
		受注損失引当金	43,500
		その他の流動負債	33,394
固 定 資 産	9,087,024	固 定 負 債	3,062,907
有 形 固 定 資 産	7,526,052	再評価に係る繰延税金負債	1,473,294
建物	1,082,546	退職給付引当金	1,320,918
構築物	138,008	預り営業保証金	232,748
機械及び装置	263,076	長期未払金	28,300
車両運搬具	4,185	その他の固定負債	7,646
工具、器具及び備品	107,685		
土地	5,817,871	負 債 合 計	6,320,927
建設仮勘定	112,678	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	197,701	株 主 資 本	9,833,840
電話加入権等	7,949	資 本 金	816,546
ソフトウェア	46,316	資 本 剰 余 金	58,371
ソフトウェア仮勘定	143,435	資 本 準 備 金	58,371
投 資 そ の 他 の 資 産	1,363,270	利 益 剰 余 金	8,971,954
投資有価証券	744,922	利 益 準 備 金	154,126
出資金	11,988	そ の 他 利 益 剰 余 金	8,817,827
従業員長期貸付金	1,841	固定資産圧縮積立金	21,024
繰延税金資産	473,273	特別償却準備金	1,220
破産債権・更生債権		別 途 積 立 金	3,300,000
その他これらに準ずる債権	7,788	繰 越 利 益 剰 余 金	5,495,583
長期前払費用	23,559	自 己 株 式	△13,032
その他の投資	135,496	評 価 ・ 換 算 差 額 等	3,607,755
貸倒引当金	△35,600	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	263,213
		土 地 再 評 価 差 額 金	3,344,541
		新 株 予 約 権	24,150
資 産 合 計	19,786,673	純 資 産 合 計	13,465,746
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	19,786,673

損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

単位：千円（未満切捨）

売 上 高		10,142,015
売 上 原 価		7,937,704
売 上 総 利 益		2,204,310
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,654,920
営 業 利 益		549,390
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	32,530	
雑 収 益	14,107	46,638
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	4	
雑 損 失	1,230	1,235
経 常 利 益		594,793
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	1,009	1,009
特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	2,114	2,114
税 引 前 当 期 純 利 益		593,688
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		204,000
法 人 税 等 調 整 額		△4,346
当 期 純 利 益		394,035

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

単位：千円（未満切捨）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金	利益剰余金						自己株式	株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計		
				固定資産 圧縮積立金	特別償却 準備金	別途 積立金	繰越利益 剰余金			
2021年4月1日残高	812,843	54,669	154,126	22,457	3,075	3,300,000	5,210,945	8,690,604	△12,960	9,545,155
事業年度中の変動額										
新株の発行 (譲渡制限付株式報酬)	3,702	3,702								7,405
剰余金の配当							△112,684	△112,684		△112,684
圧縮積立金の取崩				△1,432			1,432	—		—
特別償却準備金の取崩					△1,854		1,854	—		—
当期純利益							394,035	394,035		394,035
自己株式の取得									△71	△71
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	3,702	3,702	—	△1,432	△1,854	—	284,637	281,350	△71	288,684
2022年3月31日残高	816,546	58,371	154,126	21,024	1,220	3,300,000	5,495,583	8,971,954	△13,032	9,833,840

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

単位：千円（未満切捨）

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その 他有 価差 額	土地再 評価 差額	評価・換 算 差額等 合計		
2021年4月1日残高	226,010	3,344,541	3,570,552	24,150	13,139,858
事業年度中の変動額					
新株の発行 (譲渡制限付株式報酬)					7,405
剰余金の配当					△112,684
圧縮積立金の取崩					-
特別償却準備金の取崩					-
当期純利益					394,035
自己株式の取得					△71
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)	37,203	-	37,203	-	37,203
事業年度中の変動額合計	37,203	-	37,203	-	325,887
2022年3月31日残高	263,213	3,344,541	3,607,755	24,150	13,465,746

個別注記表

【重要な会計方針】

1. 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - 満期保有目的の債券
 - 原価法
 - その他有価証券
 - 市場価格のない株
 - 式等以外のもの…時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - 市場価格のない株
 - 式等……………移動平均法に基づく原価法
 - (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 - 製品・仕掛品……………個別法（一部総平均法）に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
 - 原材料・貯蔵品 ……総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
2. 固定資産の減価償却の方法
 - 有形固定資産……建物（附属設備を含む）並びに2016年4月1日以降に取得した構築物については定額法、その他は定率法によっております。
 - 主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	7～60年
機械及び装置並びに	2～9年
車両運搬具	
 - 無形固定資産……定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（3～5年）による定額法を採用しております。
3. 引当金の計上基準
 - 貸倒引当金……………売上債権、貸付金等の貸倒損失等に備えるため、一般債権については貸倒等実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - 賞与引当金……………従業員の賞与の支払に充てるため、支給見込額基準に基づき計上しております。
 - 製品保証引当金……………売上製品の保証等の費用に充てるため、売上高に対する過去の実績比率に基づく見積額及び個別案件に対する見積額を計上しております。
 - 受注損失引当金……………受注案件に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における受注案件に係る損失見込額を計上しております。

退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、発生の翌事業年度から費用処理しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社と顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する時点）は以下のとおりであります。

(1) 主機関及び部分品の販売

当社は、主機関（船舶用ディーゼル機関。以下、同様）及び部分品の販売において顧客との契約に基づき、製品等を引渡す義務を負っております。当該履行義務は、顧客に製品等の支配が移転した時点で充足され、その時点で収益を認識しております。なお、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間である場合には、出荷した時点で収益を認識しております。

(2) 主機関及び部分品に係る役務提供

①一時点で認識するもの

当社は、販売した主機関の据付工事に伴う立会役務の義務を負う場合、主機関の引渡しと当該主機関の据付工事に伴う立会役務を、別個の履行義務として識別しております。また主機関及び部分品の修理工事等においても、これを別個の履行義務として識別しております。これらは工事期間がごく短期間であることから、役務提供の完了時点で収益を認識しております。

②一定期間にわたり認識するもの

当社は、販売した主機関の保守管理サービスを提供しており、顧客との契約における当該履行義務の充足に伴い、契約期間にわたり収益を認識しております。

【会計方針の変更】

1. 収益認識に関する会計基準等の変更

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより当社は、主機関の販売において、主機関の引渡しと当該主機関の据付工事に伴う立会役務を別個の履行義務として識別し、前者については「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98条に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には出荷した時点で、後者については据付工事が完了した時点でそれぞれ収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、従来、販売費として計上していた販売手数料について、一部を除き、当事業年度より顧客に支払われる対価として売上高から減額しております。その結果、当事業年度の「売上高」と「販売費及び一般管理費」が相殺され、それぞれ430,261千円減少しておりますが、営業利益、経常利益、税引前当期純利益及び当期純利益に影響はありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、流動負債に表示していた「前受金」は、当事業年度より「契約負債」に含めて表示し、流動負債の「未払金」に含めて表示していた顧客に支払うことが見込まれる負債については、流動負債の「返金負債」として表示することとしております。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。なお、これによる計算書類への影響額は軽微であります。

【会計上の見積りに関する注記】

当社の計算書類は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づいて作成されております。計算書類の作成にあたり、当事業年度末時点の状況を基に行った見積りと当該見積りに用いた仮定のうち、翌事業年度の計算書類に与える影響が大きいと考えられる項目は以下のとおりであります。

- (1) 製品保証引当金…………… 売上製品の保証等の費用に充てるため、過去の実績に基づく見積額に加え、個別の不具合案件に対する将来の負担見積額を合理的に見積ることができる場合に、将来の損失見積額を製品保証引当金として計上しております。

①当期の計算書類に計上した金額

製品保証引当金 48,200千円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

過去の実績に基づく見積額については、過去の一定期間の製品売上に対応する保証実績を基に算定しております。また、個別の不具合案件に対する見積額は、対象となる部品個数に1台当たりの修理単価を掛けて算定しております。修理単価については過去の実績を基に見積りを行っておりますが、それらの見積りには一定の不確実性が含まれており、状況変化に伴い結果として引当金の追加計上もしくは戻入れが必要となる可能性があります。

- (2) 受注損失引当金…………… 主機関（船舶用ディーゼル機関）の受注案件において、当該製品の製造及び販売に係る見積総費用が受注した販売価額を超える可能性が高く、かつ予想される損失額を合理的に見積ることができる場合に、将来の損失見積額を受注損失引当金として計上しております。

①当期の計算書類に計上した金額

受注損失引当金 43,500千円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

製品ごとの損益は、契約金額から見積総費用を差し引いて算定しております。見積総費用は販売基準価格表を基に算定した見積原価と据付指導費、荷造費、運賃等の販売直接費であります。受注損失引当金は上記のとおり算定した結果、損失となった製品案件のみを合計した金額であります。見積原価は過去の実績に基づく一定の率により、販売直接費は過去の実績を基に算出しておりますが、それらの見積りには一定の不確実性が含まれており、状況変化に伴い結果として引当金の追加計上もしくは戻入れが必要となる可能性があります。

【貸借対照表の注記】

1. 有形固定資産の減価償却累計額 13,513,846千円

2. 担保に供している資産

有形固定資産 5,124,959千円

上記工場財団に係る資産には、銀行取引に係る根抵当権が設定されていますが、担保付債務はありません。

3. 土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金等相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法……………土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第5号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価により算出しております。

再評価の実施日……………2002年3月31日

再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

2,053,643千円

【株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末の株式数 (株)
普通株式	3,229,400	4,078	—	3,233,478

(注) 発行済株式の総数の増加4,078株は、譲渡制限付株式報酬としての新株式発行によるものであります。

2. 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末の株式数 (株)
普通株式	9,833	39	—	9,872

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加39株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年5月14日 取締役会	普通株式	112,684	35.00	2021年 3月31日	2021年 6月10日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年5月13日 取締役会	普通株式	利益剰余金	128,944	40.00	2022年 3月31日	2022年 6月9日

4. 当事業年度末日における新株予約権に関する事項

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	1,400株	1,800株	1,600株	1,000株
新株予約権の残高	924千円	918千円	1,264千円	1,110千円

	第5回新株予約権	第6回新株予約権	第7回新株予約権	第8回新株予約権
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	1,400株	1,800株	1,400株	1,800株
新株予約権の残高	1,855千円	1,566千円	2,086千円	3,432千円

	第9回新株予約権	第10回新株予約権
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	3,200株	3,400株
新株予約権の残高	5,510千円	5,484千円

【税効果会計の注記】

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	59,325千円
退職給付引当金	403,936千円
棚卸資産評価損	77,538千円
受注損失引当金	13,302千円
その他	142,402千円
繰延税金資産小計	696,504千円
評価性引当額	△83,891千円
繰延税金資産合計	612,612千円
繰延税金負債	
圧縮積立金	9,261千円
特別償却準備金	537千円
その他有価証券評価差額金	115,947千円
その他	13,592千円
繰延税金負債合計	139,339千円
繰延税金資産の純額	473,273千円
再評価に係る繰延税金負債	
土地再評価差額金	1,473,294千円
再評価に係る繰延税金負債合計	1,473,294千円

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

受取手形、電子記録債権及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っています。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

単位：千円（未満切捨）

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券			
其他有価証券	694,379	694,379	—
資産計	694,379	694,379	—

(注) 1. 現金及び預金、受取手形、電子記録債権、売掛金、支払手形、電子記録債務、買掛金、未払金については、短期間で決済されるものであるため、時価が帳簿価額に近似することから記載を省略しております。

2. 預り営業保証金については、決済期間が予想できず変動金利によって利息を付しており、時価が帳簿価額に近似することから記載を省略しております。

3. 市場価格のない株式等は、「(1) 投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

非上場株式	50,543千円
出資金	11,988千円

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

単位：千円（未満切捨）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	694,379	—	—	694,379

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

【収益認識に関する注記】

1. 収益の分解情報

単位：千円（未満切捨）

	主機関	部分品・修理工事	合計
売上高			
一時点で認識する収益	6,210,564 (101,300)	3,827,522	10,038,087
一定期間にわたり認識する収益	－	103,928	103,928
顧客との契約から生じる収益	6,210,564	3,931,450	10,142,015
その他の収益	－	－	－
外部顧客への売上高	6,210,564	3,931,450	10,142,015

(注) 「主機関」のうち、据付工事の立会による収益を（ ）内数で記載しております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針」の「4. 収益及び費用の計上基準」及び以下のとおりであります。

主機関の履行義務に対する対価について、顧客との契約に基づき、対価の一部を前受金として受領し、履行義務の充足後1年以内に残額を受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

主機関及び当該主機関の据付工事に伴う立会役務の取引価格の配分について、前者は独立販売価格で、後者は過去の据付工事に係る費用実績に基づき算出した見積販売価格にて計上しております。

部分品（修理工事等含む）について、履行義務の充足後概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。対価に変動可能性のある取引については、考え得る対価の範囲における最も可能性の高い金額又は過去の実績に基づく期待値を用いて、重大な戻入れが生じない可能性が高い範囲内で収益を認識しております。

顧客との契約に基づき顧客に支払う対価（販売手数料等）は、当該顧客から受領する別個の財又はサービスと交換に支払われるものを除き、売上高の減額としております。

3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高

顧客との契約から生じた債権（期首残高）	2,975,012千円
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	3,392,345千円
契約負債（期首残高）	664,454千円
契約負債（期末残高）	614,868千円

(注) 当事業年度に認識した収益のうち期首の契約負債残高に含まれていた額は、646,412千円です。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当事業年度末時点で未充足の履行義務に配分した取引価格の総額は61,000千円で、うち収益の認識時期が1年を超えると見込まれるものは20,500千円です。なお、当社は実務上の便法を適用し、当初の契約の予想期間が1年以内の取引価格を含めておりません。

【1 株当たり情報に関する注記】

1株当たり純資産額	4,169円74銭
1株当たり当期純利益	122円28銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	121円57銭

(1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎)

1株当たり当期純利益**①普通株式に係る当期純利益**

(a) 損益計算書上の当期純利益 394,035千円

(b) 普通株主に帰属しない金額 -千円

差引普通株式に係る当期純利益 394,035千円

②普通株式の期中平均株式数 3,222千株

潜在株式調整後1株当たり当期純利益

①当期純利益調整額 -千円

②普通株式増加数 18千株

【重要な後発事象に関する注記】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2022年5月9日

阪神内燃機工業株式会社
取締役会 御中

ひびき監査法人

大阪事務所

代表社員 公認会計士 坂東和宏
業務執行社員
代表社員 公認会計士 田中郁生
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、阪神内燃機工業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第157期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第157期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人及び監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月11日

阪神内燃機工業株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員	山 本 幸 二 ㊟
社外監査等委員	小 越 芳 保 ㊟
社外監査等委員	羽 田 由 可 ㊟
社外監査等委員	前 田 晴 秀 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第15条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設および削除される規定の効力に関する附則第2条を設けるものであります。なお、本条は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、 <u>計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p>
<p>附 則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>1 当社は、第155期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であったものを含む。）の賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 (条文省略)</p>	<p>附 則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>第1条 当社は、第155期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であったものを含む。）の賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p>第2条 変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更後定款第15条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下、「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</p> <p>3 本条は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（5名）は、本總會終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

また、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の当社における 地位および担当	
1	きのしたかずひこ 木下和彦	代表取締役社長 社長執行役員	<input type="checkbox"/> 再任
2	かわもとかつゆき 川元克幸	代表取締役 専務執行役員 技術・生産統括	<input type="checkbox"/> 再任
3	ふじむらよし のり 藤村欣則	取締役 常務執行役員 営業統括本部長 東京支店長	<input type="checkbox"/> 再任
4	なかがわ さとる 中川智	取締役 常務執行役員 管理統括本部長 企画部長	<input type="checkbox"/> 再任
5	おぞね よし お 小曾根佳生	社外取締役	<input type="checkbox"/> 再任 <input type="checkbox"/> 社外 <input type="checkbox"/> 独立

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数	当社との特別の利害関係
1	きのしたかずひこ 木下和彦 1961年2月7日生 再任	1983年4月 株式会社大丸入社 1992年3月 当社入社 1992年6月 当社企画担当部長 1994年11月 当社営業担当部長 1995年6月 当社取締役営業統括部長 1999年6月 当社取締役、営業部門担当 2001年6月 当社常務取締役、営業部門管掌 2003年6月 当社代表取締役専務、 営業・管理部門管掌 2007年6月 当社代表取締役社長 2015年6月 当社代表取締役社長、 社長執行役員 現在に至る	94,268株	なし
(取締役候補者とした理由) 各部門における経験を通じて当社業務全般に関する幅広い経験と知識を有しており、これまでの当社代表取締役社長としての実績を踏まえ、経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たすことが期待できることから、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。				

候補者 番号	氏 名 生 年 月 日	略歴、地位および担当ならびに 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 の 株 式 数	当 社 と の 特 別 の 利 害 関 係
2	かわ もと かつ ゆき 川 元 克 幸 1959年10月5日生 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-top: 10px;">再 任</div>	1982年 4 月 当社入社 2010年 6 月 当社品質保証部長 2012年 6 月 当社明石工場長・播磨工場長、 第二製造部長 2015年 6 月 当社取締役、執行役員 品質保証部長・部品販売部長 2016年 4 月 当社取締役、執行役員 カスタマーセンター長・部品販売部長 2017年 6 月 当社取締役、執行役員 カスタマーセンター長、カスタマーセンター 管掌 2018年 6 月 当社取締役、常務執行役員 生産部門、生産管理部管掌 2019年 6 月 当社代表取締役、専務執行役員 技術部・調達部管掌 2020年10月 当社代表取締役、専務執行役員 技術統括本部長 2021年 6 月 当社代表取締役、専務執行役員 技術・生産統括 現在に至る	5,616株	なし
(取締役候補者とした理由) 生産・技術部門を中心に当社業務に関する豊富な経験と知識を有しており、これまでの当社代表取締役 専務執行役員としての実績を踏まえ、経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果 たすことが期待できることから、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。				

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数	当社との特別の利害関係
3	ふじむらよし のり 藤村 欣 則 1962年10月1日生 再任	1986年4月 当社入社 2010年7月 当社営業部次長兼営業第二課長 2012年6月 当社営業部長 2015年6月 当社執行役員営業部長 2018年6月 当社取締役、執行役員 営業部長、営業部門管掌 2019年6月 当社取締役、常務執行役員 東京支店長、営業部門管掌 2020年10月 当社取締役、常務執行役員 営業統括本部長、東京支店長 現在に至る	4,296株	なし
(取締役候補者とした理由) 営業部門を中心に当社業務に関する豊富な経験と知識を有しており、これまでの当社取締役常務執行役員としての実績を踏まえ、経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たすことが期待できることから、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。				
4	なか がわ さとる 中 川 智 1959年2月22日生 再任	1984年4月 松下電器産業株式会社（現パナソニックホールディングス株式会社）入社 2006年12月 当社に出向 2009年10月 当社入社 当社企画部長 2014年9月 当社総務部長 2015年6月 当社執行役員総務部長 2018年6月 当社取締役、執行役員 企画部長、管理部門管掌 2020年6月 当社取締役、上席執行役員 企画部長、管理部門管掌 2020年10月 当社取締役、上席執行役員 管理統括本部長、企画部長 2021年6月 当社取締役、常務執行役員 管理統括本部長、企画部長 現在に至る	2,896株	なし
(取締役候補者とした理由) 管理部門を中心に当社業務に関する豊富な経験と知識を有しており、これまでの当社取締役常務執行役員としての実績を踏まえ、経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たすことが期待できることから、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。				

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数	当社との特別の利害関係
5	おぞねよしお 小曾根佳生 1957年12月9日生 再任 社外 独立	1980年4月 株式会社小川商会入社 1987年10月 株式会社オゾネ入社 2001年1月 株式会社オゾネ取締役管財部長 2003年8月 株式会社小川商会代表取締役 現在に至る 2011年6月 当社取締役 2015年6月 当社社外取締役 現在に至る 2016年1月 株式会社オゾネ代表取締役社長 現在に至る 2016年11月 社会福祉法人神戸光有会理事長 現在に至る (重要な兼職の状況) 株式会社オゾネ 代表取締役社長 株式会社小川商会 代表取締役 社会福祉法人神戸光有会 理事長	14,800株	(注)1. (注)2.
(社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要) 企業経営者としての豊富な経験と高い見識を有しており、独立した立場から取締役の職務執行に対する監督、助言等を行うなど社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮いただいております。今後もこれらの豊富な経験と高い見識を当社の経営に反映いただけることを期待し、引き続き社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。				

- (注) 1. 小曾根佳生氏は、株式会社オゾネ代表取締役社長を兼務し、当社は同社との間に損害保険の取引関係があります。
2. 小曾根佳生氏は、株式会社小川商会代表取締役および社会福祉法人神戸光有会理事長を兼務し、当社は同社および同法人との間に特別の利害関係はありません。
3. 小曾根佳生氏は、社外取締役候補者であります。
4. 小曾根佳生氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって7年となります。
5. 当社は、小曾根佳生氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任につき、法令に定める額を限度として責任を負担する契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合は、同氏との間で改めて当該契約を締結する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者が負担することになるその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
7. 当社は、小曾根佳生氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、あらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の当社における 地位および担当	
1	やまもと こうじ 山 本 幸 二	取締役（常勤監査等委員）	再任
2	こごし よしやす 小 越 芳 保	社外取締役（監査等委員）	再任 社外 独立
3	はだ ゆか 羽 田 由 可	社外取締役（監査等委員）	再任 社外 独立
4	まえだ はるひで 前 田 晴 秀	社外取締役（監査等委員）	再任 社外 独立

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数	当社との特別の関係利害関係
1	やまもと こうじ 山本 幸二 1951年8月10日生 <input type="checkbox"/> 再任	1975年4月 当社入社 2003年4月 当社企画部次長兼企画課長 2005年6月 当社企画部長兼企画課長 2006年4月 当社企画部長 2009年4月 当社生産管理部長 2010年6月 当社取締役生産管理部長 2011年6月 当社常務取締役、管理部門管掌 2015年6月 当社常勤監査役 2020年6月 当社取締役(常勤監査等委員) 現在に至る	11,800株	なし
(監査等委員である取締役候補者とした理由) 管理部門を中心に当社業務に関する豊富な経験と知識から、財務および会計に関する相当程度の知見を有しており、これまでの当社取締役、常勤監査役、常勤監査等委員である取締役としての実績を踏まえ、監査等委員として業務執行の監督等に十分な役割を果たすことが期待できることから、引き続き監査等委員である取締役候補者として選任をお願いするものであります。				
2	こごし よし やす 小越 芳保 1942年7月21日生 <input type="checkbox"/> 再任 <input type="checkbox"/> 社外 <input type="checkbox"/> 独立	1970年4月 弁護士登録 神戸(現兵庫県)弁護士会入会 1989年2月 小越・滝澤(現神戸海都)法律事務所開設 現在に至る 1994年9月 法務省兵庫県人権擁護委員連合会会長 1998年4月 神戸(現兵庫県)弁護士会会長 2000年5月 兵庫県弁護士協同組合理事長 2000年6月 当社監査役 2000年10月 兵庫県人事委員 2020年6月 当社社外取締役(監査等委員) 現在に至る	9,100株	なし
(監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要) 弁護士としての専門知識と幅広い見識を有するとともに、企業法務にも精通しており、独立した立場から取締役の職務執行に対する監督、助言等を行うなど監査等委員である社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮いただいております。今後もこれらの専門知識と幅広い見識を当社の経営に反映いただけることを期待し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。また、同氏は社外役員になること以外の方法で会社の経営に関与されたことはありませんが、上記の理由から監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。				

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数	当社との特別の利害関係
3	は だ ゆ か 羽 田 由 可 1968年11月11日生 再任 社外 独立	1999年4月 弁護士登録 兵庫県弁護士会入会 神戸海都法律事務所入所 2004年1月 神戸海都法律事務所パートナー 2011年4月 神戸家庭裁判所洲本支部家事調停委員 現在に至る 2012年4月 兵庫県弁護士会副会長 H & S 法律事務所開設 現在に至る 2014年4月 神戸大学大学院法学研究科実務法曹教授 2015年6月 当社社外取締役 2020年6月 当社社外取締役(監査等委員) 現在に至る 2020年6月 株式会社ライフドリンクカンパニー社外取締役(監査等委員) 現在に至る (重要な兼職の状況) 株式会社ライフドリンクカンパニー 社外取締役(監査等委員)	400株	なし
(監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要) 弁護士としての専門知識と幅広い見識を有するとともに、企業法務にも精通しており、独立した立場から取締役の職務執行に対する監督、助言等を行うなど監査等委員である社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮いただいております。今後もこれらの専門知識と幅広い見識を当社の経営に反映いただけることを期待し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。また、同氏は社外役員になること以外の方法で会社の経営に関与されたことはありませんが、上記の理由から監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。				

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数	当社との特別の利害関係
4	まえ だ はる ひで 前 田 晴 秀 1955年8月25日生 再任 社外 独立	1978年4月 株式会社太陽神戸銀行（現株式会社三井住友銀行）入行 2008年4月 同行執行役員姫路法人営業部長 2010年6月 神戸土地建物株式会社取締役副社長 2011年6月 神戸ビル管理株式会社代表取締役副社長 2012年6月 京阪神興業株式会社代表取締役副社長 2013年6月 同社代表取締役社長 2018年6月 当社監査役 2020年6月 当社社外取締役(監査等委員) 現在に至る	1,400株	なし
<p>(監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要)</p> <p>金融機関における長年の経験および経営者としての豊富な経験と実績から、財務、会計および会社経営等に関する幅広い知識と見識を有しており、独立した立場から取締役の職務執行に対する監督、助言等を行うなど監査等委員である社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮いただいております。今後もこれらの幅広い知識と見識を当社の経営に反映いただけることを期待し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。</p>				

- (注) 1. 小越芳保氏、羽田由可氏および前田晴秀氏は社外取締役候補者であります。
2. 小越芳保氏、羽田由可氏および前田晴秀氏は現在当社の監査等委員である社外取締役であります。羽田由可氏の社外取締役在任期間は本総会終結の時をもって7年、うち監査等委員である社外取締役として2年となります。小越芳保氏および前田晴秀氏の監査等委員である社外取締役在任期間は本総会終結の時をもって2年となります。なお、両氏は過去に当社の業務執行者でない役員（監査役）であったことがあります。
3. 当社は山本幸二氏、小越芳保氏、羽田由可氏および前田晴秀氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任につき、法令に定める額を限度として責任を負担する契約を締結しており、4氏の再任が承認された場合は、4氏との間で改めて当該契約を締結する予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査等委員である取締役を含む被保険者が負担することになるその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
5. 当社は小越芳保氏、羽田由可氏および前田晴秀氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。3氏の再任が承認された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。
6. 羽田由可氏の戸籍上の氏名は鈴木由可であります。

(ご参考)

第2号議案、第3号議案を承認可決いただいた場合、取締役会の構成は以下のとおりとなります。

氏名	取締役の知識・経験・能力					
	企業経営 組織運営	営業 マーケティング	財務・会計	技術・調達	製造・品質	法務・ リスク管理
木下和彦	●	●	●			
川元克幸	●			●	●	
藤村欣則	●	●				
中川智	●		●			●
小曾根佳生	●					
山本幸二 (常勤監査等委員)	●		●			●
小越芳保 (監査等委員)						●
羽田由可 (監査等委員)						●
前田晴秀 (監査等委員)	●		●			

※上記一覧は、取締役候補者の有する全ての知見を表すものではありません。

以上

株主総会会場ご案内図

会 場 神戸市中央区海岸通1番地

兵庫県農業会館 10階101号室

交 通 JR西日本・阪神電鉄「元町駅」より徒歩約10分

神戸市営地下鉄海岸線「旧居留地・大丸前駅」より徒歩約8分

